

信州の安心なお店 プレミアム付きクーポン券実施要領

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響により、県内店舗、事業所が甚大な影響を被っていることへの対策の一環として、利用者が安心して店舗等を利用できる一つのメルクマールとしている「信州の安心なお店認証制度」により認証を受けた事業者に対し、コロナ禍での安心・安全と経済活性化の両立を企図して、プレミアム付きクーポン券を発行するものである。

(対象)

第2 『信州の安心なお店認証制度』により認証を受けた県内事業者であって、以下の要件を満たすものとする。

- 1 中小企業者であること。(ただし、中小企業者の事務所又は事業所(支店)であって、法人住民税の納税義務を負っている者については、個別に申請を行うことができるものとする。)
- 2 認証に当たり、宿泊業として認証を受けた者ではないこと。

(概要)

第3 プレミアム付きクーポン券の概要は、以下のとおりとする。

名称	信州の安心なお店 プレミアム付きクーポン券	
販売額	3,000円	クーポン券額面は5,000円(2,000円のプレミアム付き)
発行方法	認証申請時に希望発行部数として登録された部数を基礎に、所要の手続きを経て認証事業者に発行	
発行時に必要とする資料	「信州の安心なお店認証制度 プレミアム付きクーポン券申請書 兼誓約書」の作成、提出を求めることとする(様式第1号)	
事業期間	令和3年5月31日(月)～令和3年10月31日(日)	
利用可能店舗	クーポン券を発行した認証事業者の店舗等に限る	
換金期間	プレミアム付きクーポン券取扱いマニュアルに準じて行うこととする	
換金方法	プレミアム付きクーポン券のプレミアム分については、事務局に対して利用状況を報告し、その結果を受けて都度支払うものとする	
換金手数料	なし	
事務局	信州の安心なお店応援キャンペーン事務局	

(プレミアム付きクーポンの利用制限)

第4 プレミアム付きクーポンの利用に当たっては、以下の用途への利用は不可とする。

- 1 国や地方公共団体等への支払(税金、電気・ガス・水道・電話料金等の公共料金

等)。

- 2 金、プラチナ、銀、有価証券、チケット、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- 3 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払。
- 4 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- 5 たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入。
- 6 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）。
- 7 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- 8 事業者の商品及びサービスに係る原材料等の仕入れ等の事業上の取引に係るもの。
- 9 その他、知事が適当ではないものとして認めるもの。

（クーポン券の県負担分の振り込みについて）

- 第 5 発行されたプレミアム付きクーポン券の利用があったものについて、事業者は事務局に対して、別に定める取扱いマニュアルに準じて、利用報告を行うこととする。
- 2 事務局は、事業者からプレミアム付きクーポン券の利用報告を受けた際、その内容を確認し、それに係る経費を速やかに支払うこととする。
- 3 事務局は、事業者からプレミアム付きクーポン券の利用報告を受けた際、その内容について確認の必要があるときは、事業者に対して報告を求め、又は必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 事務局は、プレミアム付きクーポン券の利用実績に係る支払を行うに際し、その運用について事前に公表することとする。
- 5 事務局は、プレミアム付きクーポン券発行に関する経費については、他の業務と区分して管理を行うこととする。
- 6 事務局は、プレミアム付きクーポン券の利用実績及びその支払について、求めに応じて県に対して実績の報告を行うこととする。

（事業終了後の取り扱い）

- 第 6 プレミアム付きクーポン券の事業期間終了後において、顧客への販売に至らなかったプレミアム付きクーポン券については、事務局に返還することとする。

（認証取り消し時等の扱い）

- 第 7 プレミアム付きクーポン券の発行を受けた事業者が、信州の安心なお店認証制度実施要綱第 15 又は第 17 の規定により認証を取り消された場合、事務局は認証が取り消された日以降のプレミアム付きクーポン券の利用に係る支払を行わないこととする。
- 2 信州の安心なお店認証制度実施要綱第 15 又は第 17 の規定により認証を取り消された

事業者が発行したプレミアム付きクーポン券について、事務局は換金含め一切の責任を負わないものとする。

- 3 知事は、認証を取り消した結果としてプレミアム付きクーポン券の利用不可となった事業者について、県ホームページ等で公表することとする。

(まん延の防止等に関する措置との関係)

第8 信州の安心なお店認証制度実施要綱第19の規定により、知事が認証の申請の受付を停止し、及び認定施設における認証の効力の一時停止を行った場合、その期間内においてプレミアム付きクーポン券の発行を停止することができる。

- 2 前項のほか、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、知事が必要と認めるときは、プレミアム付きクーポン券の発行を停止することができる。

- 3 第1項及び第2項の規定によりプレミアム付きクーポン券の発行を停止するに当たっては、県ホームページ等で公表することとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、運営に必要な事項は別に定める。

- 2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。